

明監報第6号

財政援助団体等（一般財団法人あかしこども財団）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和5年3月23日

明石市監査委員	藤 本 一 彦
同	藤 田 隆 大
同	佐々木 敏
同	灰 野 修 平

財政援助団体等（一般財団法人あかしこども財団）監査の結果について

1 監査の対象

一般財団法人あかしこども財団

2 監査の期間

令和4年11月25日から令和5年3月23日まで

3 監査の対象範囲

主として、令和3年度における出納その他の事務の執行を対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 規程等について
- (2) 事業運営について
- (3) 経理について
- (4) 契約について
- (5) 財産管理について

5 監査の方法

一般財団法人あかしこども財団（以下「財団」という。）から提出された資料に基づき、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかを会計諸帳簿、伝票、証書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 団体の概要

(1) 設立の趣旨

財団は、こどもを核としたまちづくりを進める明石市において、次代の社会を担う全てのこどもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与することを目的として、平成30年4月10日に設立された。

(2) 組織（令和3年度末日現在）

役員7名（理事5名、監事2名）、評議員6名、職員384名（内1

名は役員兼務)をもって構成されている。

なお、明石市からは、職員12名を派遣している。

(3) 事業の概要

① 所在地 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7

② 主な事業

ア 地域におけるこども支援活動への市民等の参加を促すとともに、その資質の向上を図ることに関する事業

イ 地域におけるこども支援活動を行うものへの支援に関する事業

ウ 地域におけるこども支援活動を行うものどうしの連携協力の促進に関する事業

エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 本市との関係等

① 出捐

本市からの出捐金は、令和3年度末現在10,000,000円である。

② 事業の委託

令和3年度は、本市から902,692,825円を委託料として執行した。主なものは以下のとおりである。

・こども総合支援推進事業	16,621,864円
・こどもの権利擁護事業	643,883円
・こどもの居場所設置・運営事業	18,380,178円
・放課後児童健全育成事業	866,938,900円

③ 運営の補助

令和3年度は、本市から91,965,703円を補助金として執行した。内訳は以下のとおりである。

・西日本こども研修センターあかし運営事業補助金	84,635,397円
・あかしこども財団運営事業補助金	7,330,306円

(参考)

財団の決算状況をみると、本市からの受託収益と受取補助金が、全体の96.1%を占めている。

区 分	決 算 額	構 成 比 率
受託収益	911,575,825 円	88.1%
本市からの受託収益	(902,692,825 円)	(87.2%)
その他の受託収益	(8,883,000 円)	(0.9%)
受取補助金等	120,812,561 円	11.7%
受取補助金	(91,965,703 円)	(8.9%)
指定正味財産からの振替額	(28,846,858 円)	(2.8%)
その他	2,439,851 円	0.2%
合 計	1,034,828,237 円	100.0%

注 令和3年度正味財産増減計算書等による。

7 監査の結果

会計処理は公益法人会計基準により行われており、出資等の目的に沿って適正に事業が運営されていると認められた。また、提出された財務諸表の計数は、諸帳簿と符合し、財政状態を適正に表示しており、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正と認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。